

一般財団法人愛知県建築住宅センター建築物省エネルギー性能表示（BELS）制度評価業務料金規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、別に定める一般財団法人愛知県建築住宅センター建築物省エネルギー性能表示制度評価業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき実施する建築物省エネルギー性能表示制度評価業務（以下「評価業務」という。）に係る料金について、必要な事項を定める。

（料金）

第2条 業務規程第12条に規定する評価業務の料金は、申請一件につき、各号に掲げる額とする。

（1）住宅

建築物の種類		料金（税込） ※1	
戸建住宅（併用住宅を含む。） ※2		29,000 円	
共同住宅（重ね建て、連続住宅を含む） ※2※3	住戸のみの依頼の場合	1 住戸	29,000 円
		2 住戸	45,000 円
		3～10 住戸	45,000+5,000×(M-2) 円
		11～25 住戸	85,000+2,000×(M-10) 円
	住棟全体の依頼の場合（共用部を含む）	2 住戸	50,000 円
		3～10 住戸	50,000+5,000×(M-2) 円
		11～25 住戸	90,000+2,000×(M-10) 円
		26 住戸以上	見積り

※1 Mは住戸のみの場合は、評価対象戸数、住棟全体の場合は、1棟の全体戸数を示す。

※2 設計住宅性能評価、長期優良住宅認定技術的審査、低炭素建築物認定技術的審査、性能向上計画認定技術的審査又は認定表示に係る認定技術的審査のいずれかとの併願の場合、戸建て住宅は10,000円（税込）、共同住宅は上記各料金の2分の1とし、千円未満を切り捨てた額とする。

※3 共同住宅の審査において、「住戸の審査」と「住棟全体の審査」を合わせて行う場合は、「住棟全体の審査」の額とする。

(2) 非住宅建築物

料 金 (税込)

区 分		300㎡未満	300㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上
標準入力法 (主要室入 力法を含む)	ホテル、病院、集会所等 及びこれを含む複合建築物	142,000円	178,000円	216,000円	254,000円	308,000円	見積り
	上記以外の 建築物	108,000円	124,000円	144,000円	182,000円	218,000円	見積り
モデル 建物法	ホテル、病院、集会所等 及びこれを含む複合建築物	87,000円	124,000円	144,000円	164,000円	見積り	見積り
	上記以外の 建築物	69,000円	80,000円	90,000円	100,000円	見積り	見積り

※1 上記以外の評価手法の場合の料金は、別途見積りによる。

※2 低炭素建築物認定技術的審査、性能向上計画認定技術的審査又は認定表示に係る認定技術的審査と併せて審査を依頼する場合は、一律10,000円(税込)とする。ただし、同一の申請内容(評価手法も含む。)の場合に限る。

※3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定において適合判定通知書等を当機関で交付している場合の料金は、別途見積りによる。

(3) 評価対象に住宅と非住宅建築物を含む複合建築物

(1) 及び(2)で算出した料金を合計した料金

(4) 改修前後の評価を行う場合は、各号の料金の2分の1を加算した額とし、千円未満を切り捨てた額とする。

2 評価書が交付された後に行う計画の変更に伴う変更申請の料金は、上記各料金の2分の1とし、千円未満を切り捨てた額とする。ただし、他の機関で評価書が交付された場合は、新規の料金とする。

3 評価書の再発行料金は、1通につき1,000円(税込)とする。

4 BELSプレートの購入料金は、実費相当額とする。

(料金の減額)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の料金を減額できるものとし、当センターへの申請状況等に応じて協議して定める額とする。

(1) 一定期間内に多数の評価業務の申請が見込めると認められるとき

(2) ワンストップサービスの観点から、申請者から一定数以上の当該業務以外の業務を受けているとき

(3) 申請書類の審査が効率的に実施できると認められるとき

(附則)

この規程は、平成26年9月1日より施行する。

この規程は、平成28年6月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

